※第2部会･第１2回会議（11/19）、運営･調整委員会（11/22）までの協議内容を反映させたものです。

条	柱書	条文案
①	「第4章　議会･行政」の前半部分	
1	市議会の役割と責務	
		市議会は、市民の意思を代弁する合議制機関であり、行政運営に関する監視･評価機能の充実に努め、公益の実現に努めます。
	2	市議会は、市民の意見を積極的に取り入れ、立法機能及び政策立案機能の向上に努めます。
	3	市議会は、まちづくりに係わる審議情報を市民と共有して、開かれた議会の運営に努めます。
2	市議会議員の責務	
		議員は、市民全体の代表として、市民の意向を積極的に把握して、市政に反映させるよう努めます。
	2	議員は、市民の意見を尊重して、審議能力･政策立案能力の向上に努めます。
	3	議員は、議会における活動に関する情報の提供に努め、市民に分かりやすく説明するよう努めます。
3	市長の責務	
		市長は、本市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行します。
	2	市長は、憲法に定める地方自治の本旨を尊重し、かつ、本条例を遵守します。
	3	市長は、執行機関の統轄責任者としての責務を負い、効率的かつ効果的な行政運営を行い、市民の負託に応えます。
4	市職員の責務	
		市職員は、法令を遵守し、本条例の趣旨に則して公正に職務を遂行します。
	2	市職員は、市民全体の為に働く者として、その能力の向上を図ります。
②	「第5章　住民投票」	
1	住民投票	
		本市の将来に重大な影響を及ぼす事案については住民投票を行うことができます。市民、議会、市長は、その結果を尊重します。
	2	住民投票に関する条例の詳細は別途定めます。
③	「第7章　条例の実効性の確保」	
1	推進会議の設置	
		本条例の推進･評価･監視のために、市民による「自治基本条例」推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置します。
	2	推進会議は、本条例の推進･評価･監視に関する調査･審議等を行い、市長に意見を述べることができます。
	3	推進会議は、企画部所管の審議会とし、市長による諮問とは別に、自ら市長に意見を述べることができます。
	4	推進会議の詳細は別途定めます。
2	条例の改正手続き	
		市長及び市議会は、推進会議の意見に基づいて、本条例の改正を発議することができます。
	2	本条例の改正に関する手続きは別途定めます。

（参考）用語の定義
住民：本市に住民登録している個人
市民：住民に加え本市内で活動する団体等及び通勤者･学生等